

# 前納報奨金の廃止について

## ・令和3年度より町税の前納報奨金を廃止します

町税条例の改正により、令和3年4月1日から個人町県民税（普通徴収）及び固定資産税に交付されておりました前納報奨金が廃止となります。

早期納付にご協力いただいた皆様にお礼を申し上げますとともに、制度廃止のご理解と引き続き期限内納付にご協力賜りますようお願いいたします。

## ・前納報奨金とは

前納報奨金制度は、税収の早期確保、納税意識の向上などを目的として創設されました。第1期の納期限内にその年度の税額を一括して納付した場合に、報奨金が交付される制度です。実際には、納付するときに報奨金額を差し引いた税額を支払うことにより、交付を受けたこととなります。

## ・廃止理由

制度創設時から社会情勢は大きく変化し、特別徴収の増加、金融機関等での窓口納付や口座振替制度の普及などの自主納付に対する意識の向上がみられています。

また、町県民税が給与・年金等から天引きされる特別徴収の方、一括納付する資力のない方といった多くの方に恩恵がないなど、納税者間の不公平感が生じているなどの理由により令和2年3月の第1回定例町議会において廃止が決定しました。

## ・全期前納（一括納付）について

前納報奨金は廃止となりますが、これまでどおり口座振替や納付書での全期前納が利用できます。

引き続き早期納税にご協力くださいますようお願いいたします。

※口座振替で納付されている方で、全期前納から期別での納付を希望される方については手続きが必要となります。

横浜町役場 税務課  
TEL : 0175-78-2111